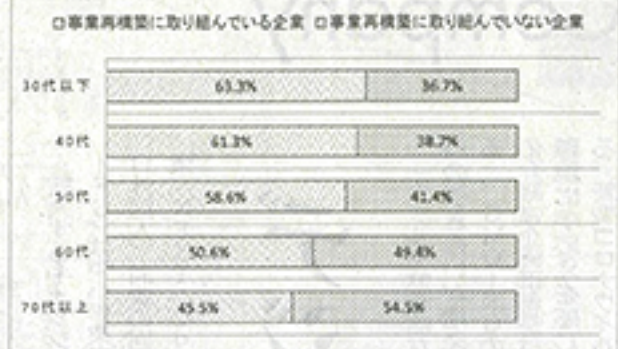


広告

企画・お問い合わせ先  
日経エージェンシー  
TEL: 03-5259-5430

# 事業承継は経営資源の散逸や雇用の喪失を防ぐだけでなく 企業の経営変革・事業再構築の機会にもなる

## ■事業承継時の経営者年齢別に見た事業再構築の取り組み状況



\*ここでいう事業再構築とは、新たな製品を製造または新たな商品もしくはサービスを提供すること、製品または商品もしくはサービスの製造方法または提供方法を相当程度変更することを指す。

出所: 中小企業庁「2023年版中小企業白書」を基に作成

事業の引き継ぎが価値創造につながる。2023年版の中小企業白書は事業承継について、「足下では経営者の高齢化が進む一方、直近2年間で高年齢の経営者の割合が低下。事業承継が一定程度進んでいる可能性」があると指摘している。民間調査機関の帝国データバンクの調査では、全国の約27万社について後継者が不在の企業の割合が22年に57.2%となり、調査を開始した11年以降初めて60%を下回った。とはいえ、経営者が高齢である中小企業は多く、半数以上の企業で後継者が不在であることから、事業承継が中小企業にとって大きな課題である状況に変わりはない。中小企業白書は「事業承継は廃業等による経営資源の散逸を防ぐだけでなく、経営者の世代交代が企業を革新する好機である」としており、事業承継時の経営者の年齢が若い企業ほど、成長に寄与する事業再構築に取り組んでいる比率が高いとしている。こうした観点からすると、できるだけ早い時期に若い後継者に事業を承継することが、成長に向けた価値創出を実現しやすいといえるかもしれない。

納税猶予制度では非課税で自社株移転も。事業承継では経営者の地位や権限とともに自社株式を後継者に引き継がせることになる。非上場会社の株式は評価額が高いことが多く、贈与や相続で後継者に移転する際に多額の贈与税・相続税がかかることがあり、それが円滑な事業承継の妨げとなることもある。そこで、一定の条件を満たすと相続税・贈与税を猶予する制度が設けられており、現在、条件を大幅に緩和した特例も利用できる。特例の適用を受けると、全株式について納税が猶予されるだけでなく、自社株を贈与された後継者が亡くなると贈与税が免除、相続した後継者が亡くなると相続税が免除となり、実質非課税で自社株式を移転できる。この特例の適用を受けるには、24年3月末までに「特例承継計画」を都道府県に提出する必要がある。特例を使うかどうかは承継計画提出後でも決められるので、まずは計画を提出しておくこと。信託の仕組みを使って自社株式の承継を行う方法もある。信託の契約にはいくつものバ

# 事業承継 税理士 30選 vol.14

日本が超高齢社会となる中で、中小企業経営者も高齢化しており、次の世代への事業承継が大きな課題となっている。事業承継には後継者の決定や育成、自社株式の引継ぎなどクリアすべき事柄が多く、税負担が生じることもある。そこで国はさまざまな施策を講じて円滑な事業承継を促している。専門家に相談して、自社に適した承継方法を検討したい。

タインがある。例えば、自社株式を信託銀行などに信託し、現経営者は委託者として経営権を維持し、配当等の支払いが受益者である後継者が取得する。あらかじめ決めておいた信託終了時あるいは現経営者が亡くなった時に、後継者が受益者となって自社株式を受け取る。これにより相続・贈与に比べて株式の移転がスムーズになる。「現経営者が亡くなったから子Aが受益者となり、Aが亡くなったら孫のBが受益者となる」という形で、第一後継者だけでなく、その次の第二後継者まで指定しておく連続型の契約ができる場合もある。信託は利用者に合わせて柔軟に設計できるのがメリットだが、仕組みが難しく、自社株式に関する納税猶予の特例は使えない。後継者以外の相続人に対する遺産分割をどうするかなど考慮すべき点も多いので、利用する場合は専門家に相談することが欠かせない。後継者が不在の場合はM&Aが選択肢となる。会社を第三者に譲渡することによって事業が承継されるだけでなく、DX化の推進や販路の拡大、新たな事業展開など、中長期的な成長と価値創出も期待できる。

専門家のアドバイスで事業承継が円滑になる。事業承継は後継者の有無や会社の状況などに応じた方法を探る必要がある。専門的な知識やノウハウも求められる。自社に最適な方法で円滑に事業を承継するためには事業承継に詳しい税理士・税理士法人に相談することが不可欠といえる。

高野総合会計事務所  
代表 公認会計士 税理士 高野 角司  
高野総合会計事務所は、1975年の創業以来、「信頼・信用・貢献」の経営理念の下、個人資産部門、法人部門、FAS部門の3部門の総勢100名超の専門家を擁し、税理士33名、公認会計士14名、中小企業診断士3名です。3部門連携し高度なサービスを提供致します。

税理士法人 高野総合会計事務所  
【設立】1975年 【所属】東京税理士会 日本橋支部  
【法人番号】第2134号  
【本部】〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目3番3号 アーバンコート日本橋二丁目ビル2階  
TEL.03-4574-6688 <https://www.takanosoga.com>

石田 節子  
代表 公認会計士 税理士 石田 節子  
事前にリスクを把握し、対応を行うこと。これにより後継の憂いなく将来に向けた気持ちで前向きなものになります。当事務所における各グループの専門家を豊富に経験しノウハウを活かして総合的なサービスを提供します。

銀座K.T.C税理士法人  
【設立】1990年 【所属】東京税理士会 文京支部  
【法人番号】第704号  
【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-13 日土地銀座ビル3階  
TEL.03-3541-2958 <http://www.ktctax.com>

ランドマーク税理士法人グループ  
代表 公認会計士 税理士 清田 幸弘  
税制改正で大きく変わった事業承継税制。事業を次世代へスムーズに移転させるには会社のことだけでなく、個人の相続もあわせて考えたスキームを計画的に実行していくことが大切です。事業承継と相続に強いランドマーク税理士法人にご相談ください。

ランドマーク税理士法人グループ  
【設立】1997年 【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第1666号  
【本部】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-2 三豊ビル4階  
TEL.0120-48-7271 <http://www.landmark-tax.com/>

株式会社藤井経営/藤井会計事務所  
代表 税理士 藤井 泉  
ヒアリングに時間を掛け、お客様の思いを的確に把握し、承継者にとって「最良の相続」をご提供いたします。医療・福祉・農業などの専門分野でも、蓄積されたノウハウと最新情報で対応。財産評価や相続シミュレーションなどで万全な事前対策を提案します。

株式会社藤井経営/藤井会計事務所  
【設立】1978年 【所属】東京税理士会  
【本部】〒372-0801 群馬県伊勢崎市長子町3220  
TEL.0270-25-7696 <http://www.fcmg.co.jp>

天野 大輔  
代表 公認会計士 税理士 天野 大輔  
変化の激しい社会情勢の下、事業承継に関してオーナー個人の資産承継を併せて検討することが、より重要になっています。税理士法人レガシーでは、60年に迫る相続・事業承継に関する日本最大級の実績をもとに、オーナー様の思いに寄り添ったお手伝いをいたします。

税理士法人レガシー  
【設立】1964年 【所属】東京税理士会 麹町支部  
【法人番号】第378号  
【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAC  
TEL.0120-501-725 <https://legacy.ne.jp>

渡邊 芳樹  
代表 公認会計士 税理士 渡邊 芳樹  
大きく緩和された事業承継税制は、生前の株式承継のみならず個人の相続や会社の経営にも影響を与えるため、綿密な計画が必要です。当事務所では、お客様それぞれのニーズに合わせた事業承継の形を提案し、スムーズな事業承継が行えるようサポートしています。

税理士法人渡邊芳樹事務所  
【設立】1997年 【所属】東京税理士会 麻布支部  
【法人番号】第733号 【支所】麹町、大塚  
【本部】〒107-0002 東京都港区赤坂7-6-18 赤坂ロイヤルレジデンス  
TEL.03-5575-8270 <https://www.crowe.com/jp>

南青山税理士法人  
代表 公認会計士 税理士 仙石 実  
事業承継、M&A、IPOに特化した各分野の専門家によるアドバイザーファームです。個人の資産管理、相続、税金対策も相談承ります。仙石代表の著書「人生を定えるお金の話」は、好評を博しています。

南青山税理士法人  
【設立】2013年 【所属】東京税理士会 麻布支部  
【法人番号】第2832号  
【本部】〒107-0003 東京都港区赤坂1-12-32 アークビル302F  
TEL.03-6459-1672 <http://minami-soyama.jp/>

前田 聡  
代表 公認会計士 税理士 前田 聡  
事業承継・相続のプロフェッショナルとして、企業オーナーの方々に、経営・財務、後継者、税制改正等を考慮したオーダーメイドのサービスを提供しており、事業承継税制を中心とした親族内承継や、幹部へのMBO、M&Aまで、ワンストップで対応しています。

税理士法人OAK  
【設立】2012年 【所属】東京税理士会 麹町支部  
【法人番号】第3778号  
【本部】〒102-0073 東京都千代田区入船1-5-9 丸の内ビルディング5F  
TEL.03-3237-1266 <http://oak-c.co.jp>

内川 清徳  
代表 公認会計士 税理士 内川 清徳  
これまで50年、これからの創業100周年に向けて地に足をつけてくれる事なく、変化を創り続けます。引継ぎご指導のほど、よろしくお願い致します。

コンパッソ税理士法人  
【設立】1973年 【所属】東京税理士会 渋谷支部 【法人番号】第707号  
【支所】あざみ野、武蔵小杉、江戸川台、江古田、高田馬場、池、川崎、長野  
【本部】〒150-0043 東京都渋谷区東1-10-5 渋谷ブレイズ9F  
TEL.03-3476-2233 <http://compasso.jp>

小栗 悟  
代表 公認会計士 税理士 小栗 悟  
中部地区を中心に資産税対策を数多く手掛けております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策をオーダーメイドでご提案いたします。持株会社の設立から特例事業承継税制の活用まで事業承継のプロ集団が丁寧に対応しております。

税理士法人STR  
【設立】1992年 【所属】名古屋税理士会 名古屋中村支部  
【法人番号】第2454号 【支所】岐阜本部  
【本部】〒450-0001 名古屋市中村区南大沢1-47-1 名古屋国際センタービル12F  
TEL.052-526-8858 <http://www.str-tax.jp/>